

山梨労働局発表

平成 28 年 6 月 24 日

定期監督等を実施した約 64%の事業場で法令違反

～平成 27 年における監督指導の実施状況について～

山梨労働局（局長事務代理総務部長 西方雅一）では、平成 27 年において山梨労働局内の 3 労働基準監督署（*1）が実施した定期監督等（*2）の実施結果を以下のとおりとりまとめましたので発表します。

1 平成 27 年 1 月から 12 月までの間に、山梨労働局管内 3 労働基準監督署で計 1,198 事業場に定期監督等を実施し、労働基準関係法令等に係る何らかの違反が認められた事業は、762 事業場、違反率は 63.6%であった。

業種別の違反率は、「保健衛生業」が最も高く 100%であった。次いで「接客娯楽業」の 85.7%、「運輸交通業」の 75.0%、「商業」の 73.8%となっている。

監督件数では、建設業が 581 件で最も多く、そのうち 307 件（52.8%）で法令違反が認められ、以下、製造業が 275 件（法令違反が認められたもの 194 件（70.5%））、商業が 145 件（同 107 件（73.8%））となっている（*3）。

2 法令違反の内訳は、労働基準法違反については、労働時間の 214 件（17.9%）、割増賃金の 148 件（12.4%）、労働条件の明示の 137 件（11.4%）となっている。労働安全衛生法違反については、安全衛生基準（安衛法 20 条～25 条）が 217 件（18.1%）、安全衛生管理体制が 115 件（9.6%）となっている（*4）。

業種別の法令違反の内訳としては、建設業では安全衛生基準に関するものが最も多く 164 件であった。製造業では労働時間 96 件、商業では労働時間と割増賃金に関するものが最も多く 42 件であった。

3 山梨労働局では、「ニッポン 一億総活躍プラン」等の決定を受け、労働局のワークライフの実施や健康確保を妨げる過重労働の削減及び長時間労働の是正を最重点課題の一つに位置づけし取組を行う。また、時間外・休日労働に関する協定届の適正な締結・届出、適切な割増賃金の支払、雇入れ時の労働条件通知書の書面交付等法定労働条件の履行確保を図る。

労働災害防止については、「山梨第 12 次労働災害防止計画」に基づき、引き続き積極的な監督指導等を実施することとしている。

*1 甲府・都留・躰沢労働基準監督署である。

*2 労働基準監督官が労働基準関係法令に基づき行うもので、定期的あるいは労働者からの相談等又は労働災害の発生を契機として、事業場に立ち入って調査し、法令違反が認められた場合には、是正のための行政指導を行うほか、危険性の高い機械・設備などにその場で使用停止等を命ずる行政処分を行う。

*3 監督で労働基準関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて勧告書等の書面を交付することにより指導し、事業場からは是正報告を受け取るかあるいは再び監督を行うことにより、その是正を確認することとしている。

*4 比率は平成 27 年中に監督を実施した全ての事業場数に対するもの。

1 監督指導の実施状況

(1) 平成23年度以降に、山梨労働局管内3労働基準監督署(甲府署、都留署、鯉沢署)が法定労働条件の履行確保を目的として実施した定期監督等の実施状況は表1のとおりである。平成27年の定期監督実施件数は、1,198件であり、労働基準関係法令(労働基準法、労働安全衛生法等)に係る法令違反が認められた事業場は、762事業場、違反率は63.8%であった。

表1 何らかの法令違反が認められた事業場の割合

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
監督事業場数	1,694	1,483	1,521	1,440	1,198
違反事業場数	913	915	988	1,012	762
違反率(%)	53.9	61.7	65.0	70.3	63.6

(2) 業種別の実施状況は表2のとおりである。違反率を業種別でみると、「保健衛生業」が最も高く100%であった。次いで「接客娯楽業」の85.7%、「交通運輸業」の75.0%、「商業」の73.8%となっている。また、製造業の定期監督等の実施件数は275件で、そのうち194件(70.5%)で何らかの法令違反が認められた。同じく、建設業は581件で、そのうち307件(52.8%)で、商業は145件で、そのうち107件(73.8%)で法令違反が認められた。

表2 主な業種別違反率

業種	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率(%)
製造業	275	194	70.5%
建設業	581	307	52.8%
運輸交通業	56	42	75.0%
商業	145	107	73.8%
保健衛生業	17	17	100.0%
接客娯楽業	56	48	85.7%
清掃業	13	8	61.5%
その他	55	39	70.9%
合計	1,198	762	63.6%

2 主要な法令違反の状況

(1) 主要な法令違反の状況は表3のとおりである。法令違反が認められた事項のうち、労働基準法違反のうち、最も多かったのは、労働時間の214件(17.9%)、次に割増賃金の148件(12.4%)であった。労働安全衛生法違反

のうち、安全衛生基準（安衛法 20 条～25 条）が 217 件（18.1%）、安全衛生管理体制が 115 件（9.6%）であった。

表 3 主な法令違反の状況

	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生 管理体制	安全衛生 基準	定期自主 検査	健康診断
総件数	137	214	148	84	116	115	217	53	119
違反率（%）	11.4%	17.9%	12.4%	7.0%	5.3%	9.6%	18.1%	4.4%	9.9%

* 一の事業場において複数の違反が認められる場合がある。

（2）業種別の法令違反の状況は表 4 のとおりである。建設業では安全衛生基準（安衛法 20 条～25 条）に関する法令違反は 164 件になる等、安全衛生上の問題点が多い結果であった。

また、製造業では、労働時間 96 件、労働条件の明示 52 件、安全衛生管理体制 56 件、健康診断 48 件など労働条件・安全衛生双方の問題点が見られた。

さらに、運輸交通業では労働時間 30 件、賃金台帳 17 件、商業では労働時間 42 件、割増賃金 42 件など労働条件上の問題点が多い結果となった。

表 4 業種別の法令違反の状況（単位：件）

	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生 管理体制	安全衛生 基準	定期自主 検査	健康診断
製造業	52	96	50	25	31	56	41	33	48
建設業	2	5	2	3	4	12	164	12	3
運輸交通業	11	30	12	4	17	7	4	4	14
商業	33	42	42	29	31	18	1	0	24
保健衛生業	2	0	9	3	2	2	0	0	2
その他	37	41	33	20	21	20	7	4	28

3 今後の監督指導等の取組

山梨労働局では、過重労働による健康障害防止に関する監督指導は他の重点監督よりも優先して実施するほか、違法な時間外労働を含む労働関係法令の遵守に向けた取組を実施する。特に、労働基準関係法令に係る重大・悪質な事案については、送検を含め、厳正に対処する。

また、労働条件の書面明示や安全措置の徹底など、労働基準関係法令に定めるルールの周知啓発や履行確保、そして「山梨第 12 次労働災害防止計画」に基づき、更なる労働災害防止の推進に引き続き力を入れて取り組んでいくこととする。

また、県民が健康で安心していきいきと働くことができる職場環境の実現を目指す「働き方改革共同宣言」に団体や企業に賛同頂くよう協力し、加えて

更なる時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進などの気運の醸成にも協力する。

【参考】主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない(パート労働者のみにしか明示していない)。
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労使協定の締結・届出なく法定労働時間(1週40時間又は1日8時間)を超えて労働させている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 固定残業手当を支払っているが、それを超えた残業時間の時間外労働が認められている。 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> 作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> 手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法 10~19 条)	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理者又は衛生管理者を選任していない。 産業医を選任していない。 作業主任者を選任していない。 衛生委員会等を毎月1回以上審議していない。
安全衛生基準 (安衛法 20~25 条)	<ul style="list-style-type: none"> プレス機械に有効な安全装置を設けていない。 機械の原動機、回転軸に覆い等を設けていない。 (階段等に)墜落防止用の手すり等を設けていない。 回転する刃物に巻き込まれる作業において手袋を使用させている。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> 動力プレスやフォークリフト等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> 1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。 有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていない。 深夜業に従事する労働者に対し年2回の健康診断を実施していない。